

倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人 日本けん玉協会（以下本協会という）の諸活動は、けん玉道として、国民の心身の健全な発展に寄与することを目的として行われるものであり、本協会会員の諸活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。本協会は、選手を含むけん玉競技関係者及びけん玉指導関係者の保護と健全な文化的・体育的・教育的諸活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

(規程の適用)

第2条 この規程は、以下の選手を含むけん玉競技大会関係者及びけん玉指導関係者に適用する。
けん玉競技大会関係者とは、本協会主催又は後援の各種大会の選手及び引率者を含むけん玉競技大会関係者（大会の運営員・競技員・審判員等）をいう。

けん玉指導関係者とは、普及員を含む認定指導員、非認定指導員としての有段者、非認定指導員としての級位者、その他のけん玉教育関係者等、協会の諸活動の担当者の一切を言う。

第2章 けん玉競技大会関係者

(けん玉競技大会関係者のあり方)

第3条 (1) けん玉の諸活動を通して自己研鑽に努める。

(2) 競技大会規則等諸規程はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。

(3) けん玉の諸活動を通してお互いの友情を深めるとともに、大会運営におけるボランティア活動等にも積極的に参加する。

(選手の禁止事項)

第4条 (1) 各種大会に参加するための旅費その他の経費を、大会主催者側に要求すること。

(2) 自分の氏名、写真、競技実績を本協会に無断で広告等に使用すること。ただし、本協会が認めた場合を除く。

(3) プロ扱い選手（企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある者）が、本協会主催の大会に参加しようとする場合に、協会より事前の承認を受けずに選手登録すること。

(けん玉競技大会等への参加)

第5条 (1) 選手が大会等に参加するときは、成人部は個人の責任によって、少年部は保護者の責任によって、申し込むものとする。

(2) 選手が本協会の主催又は後援する大会等を除く日本国以外の地で開催される大会等に参加しようとするときは、本協会にその旨を申し出て事前に相談をするものとする。

第3章 けん玉指導関係者

(けん玉指導関係者のあり方)

第6条 (1) けん玉指導関係者は、けん玉の諸活動の発展と心身ともに健全な会員の育成、選手等の育成のため、会員、選手等の模範となるよう努める。

(2) けん玉の諸活動は、文化的・体育的・教育的諸活動の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。

(3) 競技大会規則等諸規程を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。

第4章 罰則

(罰則)

第7条 (1) けん玉競技大会関係者及びけん玉指導関係者が本規程に違反し、品位を損ない、本協会の名誉を傷つけたときは執行理事会における協議の上、罰則を与えることができる。

(2) 処分は、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設けなければならない。

第5章 その他の規則

(選手の引率等に対する助言等)

第8条 けん玉競技大会関係者及びけん玉指導関係者は、選手の引率者、けん玉競技観戦者、けん玉愛好者等に対しても、ルールとマナーに関する各種の助言をすることにより、けん玉競技大会等の諸活動が、健全かつ円滑に遂行できるように努める。

(改訂その他)

第9条 本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附則

平成24年5月5日より施行